

(仮称) 加須市地域公共交通計画の策定について

1 地域公共交通計画とは

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 5 条第 1 項の規定により、「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画という。」）の作成が地方公共団体の努力義務となりました。

地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものです。

地域公共交通計画には、従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉運送、スクールバス等）も計画に位置付けることや、定量的な目標（利用者数、収支等）の設定、毎年度の評価等が求められています。

今後、地域公共交通計画の策定が、議事 3 の国庫補助金の補助要件となる予定です。

2 (仮称) 加須市地域公共交通計画策定業務委託の随意契約について

(仮称) 加須市地域公共交通計画策定業務委託について、平成 23 年度に策定した加須市地域公共交通総合連携計画（以下、総合連携計画という。）の策定業務を実施した八千代エンジニアリング株式会社と随意契約するものです。

【随意契約とする理由】

本業務は、平成 23 年度に策定した総合連携計画を評価し実施するものであり、随意契約とすることにより、総合連携計画策定時に得られた結果だけでなく、結果（数値）に現れない知見を有効に活用することができ、効率的に業務が進められる。

総合連携計画作成の過程・意図等を熟知しているため、業務における協議・打合せの工期短縮と経費削減が期待でき、適正かつ円滑な業務が確保できる。

3 業務委託費

業務委託費については、交付決定を受けた国庫補助「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）」を活用します。

業務委託にかかる令和 3 年度加須市当初予算額 4,700,000 円。